

Title	近世フランスの法服貴族の形成と諸様相について
Sub Title	Sur la formation et les aspects de la noblesse de robe de la France du XVIe siècle au milieu du XVIIe siècle
Author	宮崎, 洋(Miyazaki, Hiroshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1968
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.41, No.2 (1968. 9) ,p.123(295)- 140(312)
JaLC DOI	
Abstract	革命前のフランス貴族は、中世以来の伝統に基づく血筋正しい剣貴族(noblesse d'epee)と、中世末ないし近世初頭以来、王権の絶対化に伴つて拡充された官僚制を媒介に、第三身分から上昇した法服貴族(noblesse de robe)とによつて構成される。中でも法服貴族は、近世フランス社会の所産であり、その社会の展開と不可分な関係にあつた。拙稿の課題は、この法服貴族の形成と諸様相を、最近のフランス史学の成果を通して素描することにある。対象とする時代は、ほぼ一六世紀初頭から一般に法服貴族が成立したと考えられる一七世紀中葉までである。 Il va sans dire que le rôle que la noblesse de robe a joué, est important dans le développement de la société française. J'ai essayé dans mon mémoire d'esquisser la formation de la noblesse de robe et d'en expliquer les aspects au milieu du XVIIe siècle, en m'appuyant sur les résultats d'études récentes de l'histoire de France. Mon mémoire se compose de trois chapitres. D'abord, j'ai essayé de prouver les conditions institutionnelles et économiques pour la formation de la magistrature, et à la fois le changement et l'ascension de plusieurs couches ou groupes sociales à la magistrature par des exemples concrets, dans le premier chapitre. Puis, j'ai essayé de prouver les conditions institutionnelles et économiques pour l'ascension à la noblesse, et la réalité de l'ascension par des exemples concrets des parlementaires de Rouen, dans le deuxième chapitre. Enfin, dans le troisième chapitre, j'ai examiné les aspects caractéristiques de la noblesse de robe qui a commencé à exister nettement comme classe sociale au milieu du XVII <sup>e</sup> siècle, par exemple, aspects de l'état et de la caste. D'ailleurs, mon mémoire ainsi composé n'est qu'une introduction de mes études. Car j'ai l'intention de pousser nos recherches jusqu'aux problèmes de la noblesse au XVIII <sup>e</sup> siècle. Done, comme ma petite étude s'arrête au milieu du XVII <sup>e</sup> siècle, il me reste encore à examiner et éclaircir le développement de la noblesse de robe depuis la seconde moitié du XVII <sup>e</sup> siècle jusqu'à la Révolution française, sous la forme d'une étude plus approfondie.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19680900-0123">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19680900-0123</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 近世フランスの法服貴族<sup>(1)</sup>の形成と諸様相について

宮崎洋

革命前のフランス貴族は、中世以来の伝統に基いて血筋正しき  
剣貴族 (noblesse d'épée) と、中世末ないし近世初頭以来、王  
権の絶対化に伴つて拡充された官僚制を媒介に、第三身分から上  
昇した法服貴族 (noblesse de robe) によって構成される。

中でも法服貴族は、近世フランス社会の所産であり、その社会の  
展開と不可分な関係にあつた。拙稿の課題は、この法服貴族の形  
成と諸様相を、最近のフランス史学の成果を通して素描すること  
にある。対象とする時代は、ほぼ一六世紀初頭から一般に法服貴  
族が成立したと考へられる [七世紀中葉までである。

拙

(1) 「法服貴族」は、しばしば不明確な概念だが、これは現在  
官職に就いていて、叙任の原因・理由が何であれ、貴族である者  
全てを指す。従つて、都市官僚貴族 (noblesse de cloche) や  
も含むこととする。尚、法服貴族と都市官僚貴族に関する従  
来の見解について、もしあたり M. Marion: *Dictionnaire  
des institutions de la France aux XVII<sup>e</sup> et XVIII<sup>e</sup>  
siècle*, 1923, pp. 393~94 を参照。

近世フランスの法服貴族の形成と諸様相について

(a) Ch. Normand: *La bourgeoisie française au XVII<sup>e</sup>  
siècle*, 1604~61, 1908, p. 11; V. L. Tapié: *La France  
de Louis XIII et de Richelieu*, 1952, pp. 58~59; R.  
Pernoud: *Histoire de la bourgeoisie en France*, 1962,  
T. II, p. 86.

## I 官僚の成立

(A) 成立の諸条件 一六世紀以来、王権が官僚制を一段と強化・拡  
充した事実は、例えば一四九九年の高等法院数大が一六世紀中葉  
に九、一七世紀末期に三<sup>(3)</sup>、一五七七年に一七創設された財務  
局 (bureaux des finances) が一六四九年に十四に夫々増大し  
た事例と一四九九年のパリ高等法院官僚数八三人が一五九四年約  
一八八人に、七七年約七〇人の trésoriers de France が一六  
四九年四五七人に、一五〇〇年頃約一万二〇〇〇人の官僚数が一  
六〇〇年頃一万~一万五〇〇〇人に、夫々増加した事例とによつ  
て知ることがわかる。

といふと、かくも急激に多数の人々が仕官した契機は、当時の

社会経済的諸要因<sup>(8)</sup>と、官僚制に導入された売官制の諸結果<sup>(9)</sup>に求めることがであります。即ち、一五世紀後半期以来、都市は、活発な活動を開始し、その結果特に一六世紀に入ると、市民層<sup>(10)</sup>が富をかなり蓄積していたが、彼らの富の基盤たる商業の市場が当時まだ狭少だったこと、フランソワ一世の対イタリア戦を初めとする一連の戦乱等のため、彼らの商業の体質に限界があつたり、不安定であつたこと、中世末以来の貨幣価値の低下<sup>(11)</sup>や一六世紀以来の大陸の貴金属流入による急速な貴金属価値の低下により、苦労して獲得した彼らの富が時間と共に急速に実質価値を失うことなど、少くとも、一五二二年以来、売官制が新設官職に導入され、以後既存官職にも侵透した結果、官職が個人財産化したこと<sup>(12)</sup>、一六〇四年のポーレット法によつて、売官職の保有者が年税(droit annuel)を払えば、官職の相続を認められた結果、官職が個人の相続財産化したこと<sup>(13)</sup>、一七世紀初頭に、官職の規定を試みたロワゼー(Loyseau)は、官職を《國家に常勤の職務を持つ dignité》としたが、ゼンル(Zeller)によると、この dignité が国王の威信を分有する名譽のことであるから、《官職が国王の委任した権限を帶る官位であると同時に、国王が放射した威信の度合によって決まる》、然るべく位階を意味したことを等に、求めらるゝことがあつ。

むしろ、官職は、一般に兵士の宿泊、バハ、陸軍のバハ、塩税、強制公債等の免除権<sup>(14)</sup>、gages, épices (taxations) の所得権をもつていたが、上層財務官職 trésorier de France は、この他に一五一九年以來、タイヨ、crues, fouages の諸税免除権、各種手当所得権<sup>(15)</sup>を、高等法院の評定官 (conseiller) 職は、この他更に、法院内食堂の無料使用権、ブドウ酒取引や封地購入の際の免税権等をもつていた。このことは、ひと度中下層官職を保有した人々に昇進の意欲を募らせたのであつた。

(B) 形成過程 市民層が官僚に転化・上昇する過程について、一七世紀前半期のボーグエ市の富裕市民層を事例に検討したグベル(Goubert)は、作業場の親方 (maître fabricant) が従来の仕事をやめて、商業に従事する決心をした時点を第一段階の終了、彼が商売に成功し、土地を購入し、市参事会の選挙権を持つ上層市民層 (personnages notables) に上昇し、彼らと婚姻関係を結んだり、市参事 (échevin) 職に就く機会を得る時点を第二段階の終了、彼が娘を修道女にしたり、官職を購入して息子を官僚にした時点を第三段階の終了としている。

ところで、上述の諸段階における市民層の経済力の増加と、それに伴う純粹余剰分の不動産化の過程は、ボーグエ市の商人 Lucien Motte や Nicolas Danse にみるとことができる。兩人は、いずれも生涯に市参事職を経験し、第一段階まで進んだ有力商人であつた。

前者の過程を Lucien Motte みると、彼の遺産は、動産が主として商品と定期金 (rente) から成り、商品総額は一〇万 livre (四十 l. もある) 以上に上つてゐた。当時の商業利潤は、通例一〇万 l. では約一万 l. の利潤を生んでおり、彼は、この

利潤を不動産化せず、専ら定期金一回件一万三六七五 l. の収入は、法定利率によつて、年に一三一五 l. と約一三〇〇 l. になつており、これに若干の小作料と家作三家の家賃が加わつてゐるのである。又、Motte 家の年間支出は、一三〇〇 l. で充分縮減するから、彼の没した一六四五年には、純余剩分が約一万一三〇〇 l. 位に増加していた。<sup>(16)</sup> 一方、後者の過程を Nicolas Danse みると、彼の遺産は、不動産が動産の一倍で、土地の占める比重が高く、グーラーによると、この例はボーグュ市民の典型的財産形態である。彼の年間收支は、不明だが、一六四一年頃、すでに市内の家作の他に、郊外の三地区に合計約 five hectare (以下 ha. とする) の耕地、二三 ha. の土地と牧草地、家作二地と六五割地の耕地と家作二家を獲得し、その総額は後に四〇 ha. と評価された。この時の集積方法は、先ず約四 ha. 半の土地を購入し、その周辺に一五年にわたつて、例えば相続・交換・農民の抵当等も利用して土地を加えるのであつた。次いで家作数家と一〇 ha. の牧草地と二一 ha. の耕地を購入し、上述の方法で合計四五 ha. 以上集積し、後に一万一〇〇〇 l. と評価され

近世フランスの法服貴族の形成と諸様相について

れた。結局彼の没した六一年には、土地全体は、一<sup>(17)</sup>〇 ha. 以上、地価二万七〇〇〇 l. (ペユール貨) 以上であつた。

次に、中下層官僚から中上層官僚に上昇する過程における経済力の増加の事例は、多くの場合、官職を親に購入してゆくつても、購入に精一杯で、他の財産をそれ程多く持つてゐないで、例えば一六三八年頃、ルアン徴税区の主席 (président)、Robert Le Paige の財産が総額五万一一九四 l. (土地一万一〇〇〇 l. 定期金五十九四 l. 官職一万五〇〇〇 l.) で、収入が土地から一〇〇 l. (一八・五%)、定期金から三七一 l. (七・五%) に対し、官職から約一五〇〇 l. (六四%) だつた如く、就任当初程、他の財産収入に比較して官職収入の比重が高ることを示すが、ある程度余剩分を蓄積すると、土地、家作、定期金等に投資して利潤を上げるので、全体の収入に対する官職収入の比重が低くなる。この過程は、例えば一六三九年頃、ルアンの bailliage の huissier, Jean du Mouchet が一万八一五〇 l. の財産を持ち、ことじと着眼して、残余の核 Neufvillette の牧草地拡大に全力を注ぐ。先ず一五 ha. の牧草地を、次に二一五～二〇 ha. の牧草地と六五割地の耕地と家作二家を獲得し、その総額は後に四〇 ha. と評価された。この時の集積方法は、先ず約四 ha. 半の土地を購入し、その周辺に一五年にわたつて、例えば相続・交換・農民の抵当等も利用して土地を加えるのであつた。次いで家作数家と一〇 ha. の牧草地と二一 ha. の耕地を購入し、上述の方法で合計四五 ha. 以上集積し、後に一万一〇〇〇 l. と評価され

から二八回<sup>1.</sup> (五・五%) に対し、官職から一回〇〇 L.<sup>2.</sup> 全体の僅か一九%にとどまつたり、一六三五年頃、アルク徵税区の主席 Pierre Lamy が一七万圓<sup>3.</sup>十九<sup>4.</sup> L. の財産を持ち、収入が土地から五〇回<sup>5.</sup> L. (四五%)、定期金から四五八八 L. (四〇%) に対して、官職から一六〇〇 L.<sup>6.</sup> 全体の僅か一五%にとどまつたことで、明かである。又、上述の Le Tellier & Lamy 程に経済力が増大すれば、更に上層の官職を購入する余裕も充分ある。事実、Lamy 家は、すでに一八年に、長男にルアン高等法院の評定官職を購入していた。

(C) 上昇の実態 人々が官僚に転化・上昇した事例は、ボルヌーの輸出商、Grimon Eyquem の子 Pierre が回市参事に就き、孫の Michel が一五五四年、ペリグー租税法院の評定官、五七年、ボルヌー高等法院の評定官に就いた(?)の Michel はやハリストのヤントーリ<sup>7.</sup> などや、ペリ市民、Pierre Le Fèvre d'Ormesson の子 Jean がペリ高等法院の commis au greffe civil に就き、孫の Olivier が余証検査院の procureur を振り出しに各種官職を歴任し、遂に七九年、同法院長に就いた(以後革命までペリ高等法院を中心に有名な閥族を形成した)など、オータンの鞣皮商の子、Pierre Jeannin が六九年、ティジ<sup>8.</sup>ン高等法院の avocat<sup>9.</sup> 七九年評定官、八〇年院長に就き、遂に一六一〇年、財務総監に就いた(彼が宗教戦争の政治的終結とベルボン絶対王制の確立に貢献した俗稱《Le président Jeannin》<sup>10.</sup>)ひとみ、ボワ<sup>11.</sup>ヌウ地方シャトウルローの医師 Pierre Descartes

の子、Joachim が一五八六年レンヌ高等法院の評定官に、孫の Pierre も同法院評定官に就いた(以後革命まで有名な閥族を形成したが、孫の Pierre の次弟<sup>12.</sup>を哲学者カルト<sup>13.</sup>事例等、枚挙にいとまがない)。

しかし、全国的な事例を列举するだけでは漠然としているので、マーリ<sup>14.</sup> (Mousnier) によるノハルマン<sup>15.</sup>ヒト、ループネル (Roupnel) による「アル<sup>16.</sup>バーリ<sup>17.</sup>」の研究を事例にするが、両者は共に豊富な事例によつて、富裕市民層、特に商人層の上昇を一番多くとる。例えばルアンのラシヤ<sup>18.</sup>商、Jean Hébert の子 Richard は、租税法院の評定官にて<sup>19.</sup>会計検査院の主席検事 (procureur général) に就いており、その孫は、一六五九年、高等法院評定官<sup>20.</sup>と就いていた、デイジョン<sup>21.</sup>の靴下商、Etienne Le Compasseur の孫 Claude<sup>22.</sup>が、一五七三年、余証検査院の官職に就いていた。やひで更に、ルアン高等法院に一四九九~一六四〇年間に就任した評定官四六一人中、一族中初めて実際に就任した人々(実際には就任しなかつたり、逆に同一家系から多数就任したので)の中から、過去の系譜の比較的明るいかな一五二人を調べると、例えば Pierre Le Lieur の父が「ペリの商人」と明記されていた如き事例ばかりではないので、「市民」並びに「在住」の表記された事例を加えると、ペリの医者だつた Régnaud Vigor<sup>23.</sup>や、祖父の代にルアンに移住して沿海商業に従事し、父が一五八一年、官僚になつた Barthélémy Brice<sup>24.</sup>や、曾祖父の代にイギリスから渡来し、祖父の代にルアンの商人として定住した

Jean Sonnin<sup>(35)</sup> の如き事例を含めて八〇人、例えば祖父が一五五〇年に、父が六三～七一年に夫タル・アンの市参事（市参事には大抵有力商人が就任する）を歴任した事以外不明ではあるが、市民と推定できる Pierre Roque の如き事例九人を加えて、計八九人になる。しかし、中には Raoul Bretel の父は、ルアーブルの商人だつたが、祖父が農村出身だつた如く、市民を経由した農民層も含まれているが、都市の性格上むしろ当然である。いずれにしても、先の八九人という数は、百分率では全体の五八・四%であるが、部分的経歴しか判明しない残余の六三人中三五人を除外して計算すると、七六%と比重の大きなものになる。従つて、ここでも市民層、特に商人層の多い傾向を確認し得るのである。

次に、彼らは、共に富裕な農民層出身よりも剣貴族出身が多いことを指摘する。例えばブルターニュの剣貴族、Jean Turgot の子孫は、ノルマンディに移住し、一七世紀初頭には、一族ほとんど全部が司法官僚になり、ルアン高等法院の有力官僚だけでも五人を数えた（一八世紀の財務総監テユル<sup>(36)</sup>の家系出身）。一三世紀末以来続いた、Costentin 家は、一六世紀末にクターンス<sup>(37)</sup>の vicomte となり、長男は、その職を継ぎ、次男は、同地の bailliage の lieutenant となり、孫は、maître des requêtes に就いたし、Jean-sans-Peur の船主<sup>(38)</sup>、主人と共にモントゥローの橋の上で殺された貴族の子孫、Brigandet 家の人は、一五七六年、ド・マダム<sup>(39)</sup>へ公爵検査院の評定官に就いたし、教皇庁駐在公国大使 Huguenin Coeurderoy の家系は、五八年 Jean が

ディジヨン高等法院の評定官になつて以来、一世紀間に五人の評定官をだしていた。<sup>(40)</sup>一方、先のルアンの評定官の場合は、一一世紀以来、ローヌ地方の剣貴族で、一一九三年から系譜の明らかた Joachim de Mathan<sup>(41)</sup>、一一八三年の文書に chevavier<sup>(42)</sup>と引用され、その時から系譜の明らかな Galien de Béthencourt<sup>(43)</sup>の如く、確実な剣貴族一〇人、例えば一四五九年頃、chevalier<sup>(44)</sup>で領主だつたためや、同様に一四五九年頃、écuyer<sup>(45)</sup>で領主だつたための Jean Doynel<sup>(46)</sup> & Nicolas Grimoult<sup>(47)</sup>の如き、年代の古めから剣貴族と推定できる三人、計一三八（一五・一〇%）になる。この数は、彼らの指摘を裏づけるに充分であつた。

最後に、彼らは、富裕な農民層からの出跡を余り評価しない。

彼らは、ノルマンディの事例として、一七世紀初頭まで田地の保有地を耕作していただラガルール、Guillaume Carre<sup>(48)</sup>、ブルターニュの事例として、シャロネーの cultivateur、Demortieres 家や、シャンボールのブドウ耕作者、Moisson<sup>(49)</sup>家を指摘するが、この種の事例を例外的としている。一方、先のルアンの評定官の場合も、結果は、ほぼ同様である。むつとも、この場合は、史料的に、本来農民層であるか否か、決め手がないからである。例えば Jacques de Benneville の祖先は、二代前の一五七四年、カーナの vi-bailli<sup>(50)</sup>として授爵したが、それ以前三代では、土地所有（保有<sup>(51)</sup>）者が続々、通算五代前の Pierre de Benneville<sup>(52)</sup>は、一四五五年に存命の証拠があるだけである。むちば、剣貴族に該当しなることは明瞭であるが、Adrien Lamy の祖先が三

代前に農村の住民であるにもかゝわらず、四代前、通算七代前に  
デイエップの市民だつた事例もあるので<sup>(50)</sup>、富裕な農民層出身と積  
極的に断定できない。いずれにしても、富裕な農民層が官僚に就  
く事例は稀なのである。

註

- (∞) Marion: op. cit., pp. 424~29; Olivier-Martin: Histoire du droit français. 1951, pp. 529~32.

(→) J.P. Charmeil: Les trésoriers de France à l'époque de la Fronde. 1964, pp. 8~16.

(∞) R. Doucet: Les institutions de la France au XVI<sup>e</sup> siècle. 1948, p. 168; p. 171.

(∞) Charmeil: op. cit., pp. 4~16.

(∞) Méthivier: L'ancien régime. 1961, p. 50. 記載未詳

(∞) 前回の本領歴史と相應する大體の記述を M. Bloch: Les caractères originaux de l'histoire rurale française, 1931. 畜産・長工事業の発展と並んで、地主階級・地主領地の増加と地主階級の擴張とに亘る、極めて大きな変化が P. Goubert: Beauvais et Beauvaisie. 1960. pp. 219~220. 一方で地主階級 M. Venard: Bourgeois et Paysans au XVII<sup>e</sup> siècle. 1957, pp. 23~26; pp. 40~41. トーハウスへ転向した地主階級の G. Roupenal: La ville et la campagne au XVII<sup>e</sup> siècle. 1955, pp. 199~249. トーハウス・トーハウスへ転向した地主階級の L. Febvre: Philippe II et la

(∞) 地主の母へ、「中地主」(bourgeoisie) は、多義的である。特に日本の地主の興味では、中地主を産業資本主義の担い手として規定されるが、地主の「中地主」は、むしろ生産關係を媒介に規定される概念である。フランス史学の法規的・社会的演説における、最も一般的な地主階級は、封建者・貴族階級の地主階級である。中地主の地位は、地主の生産經營の形態によって決まる (Marion; op. cit., pp. 52~53; Pernoud; op. cit., p. 77; P. Goubert; Familles marchandes sous l'Ancien Régime: les Danse et les Motte, de Beauvais, 1959, p. 16 記載未詳) である。

(∞) Zeller: op. cit., pp. 129~30, cf. Ch. Loysel: Ci-

nq livres du droit des offices. 1613, pp. 13~14.

(12) Mousnier: op. cit., pp. 55~56.

(13) Charmeil: op. cit., pp. 84~100.

(14) Mousnier: op. cit., pp. 433~34.

(15) Goubert: op. cit., p. 17.

(16) Ibid., pp. 33~36.

(17) Ibid., pp. 49~52.

(18) Mousnier: op. cit., p. 452.

(19) Ibid., p. 454.

(20) ヌの獨立◎ vicomte ザ' ハニハシルマノシロ prevost ヌ  
ミナムサカセ。 Marion: op. cit., p. 553.

(21) Mousnier: op. cit., pp. 449~50.

(22) Ibid., pp. 448~49.

(23) Ibid., p. 451.

(24) H. de Frondeville: Les conseillers du parlement  
de Normandie sous Henri IV et Louis XIII (1594~

1640). 1964, p. 221. フローネル・フロンデビル; A. ルモワ<sup>ノ</sup>  
ザ' ヌの独立ノミニタス。 J.P. Bardet ルモワ<sup>ノ</sup> XVIII<sup>世紀</sup>

siècle. 1967, pp. 73~74 フローネル<sup>ノ</sup>。

(25) Mousnier: op. cit., p. 61; Tapié: op. cit., p. 58;  
Pernoud: op. cit., p. 186.

(26) Mousnier: op. cit., pp. 60~61; Norman: op. cit.,  
pp. 58~59; Pernoud: op. cit., p. 89.

(27) Mousnier: op. cit., p. 61; Britanica T. XII pp. 982  
~83.

(28) Pernoud: op. cit., p. 38; A. Le Moy: Le parlement

de Bretagne et le pouvoir royal au XVIII<sup>e</sup> siècle. 1909,

pp. 57~58; A. Baillet: Vie de monsieur Descartes.

réduite en abrégé 1692, rééd., 1946, pp. 3~4; p. 6; J.

Meyer: La noblesse bretonne au XVIII<sup>e</sup> siècle. 1966,

p. 40. ザ' Meyer ザ' Joachim ルモワ<sup>ノ</sup> ナメル<sup>ノ</sup> ザ' フローネル<sup>ノ</sup>

ルモワ<sup>ノ</sup>。

(29) Mousnier: op. cit., p. 520.

(30) Roupnel: op. cit., p. 177; p. 201.

(31) 趣取取扱<sup>ノ</sup> Frondeville: A. ルモワ<sup>ノ</sup> フローネル<sup>ノ</sup> Les  
conseillers du parlement de Normandie au seizième  
siècle (1499~1594). 1960 ル Les présidents du parle-  
ment de Normandie (1499~1790). 1953 ル フローネル<sup>ノ</sup>  
ルモワ<sup>ノ</sup> Frondeville; B. ルモワ<sup>ノ</sup> C. ルモワ<sup>ノ</sup> ザ' Frondeville: C.

ルモワ<sup>ノ</sup> フローネル<sup>ノ</sup> P. Leuilliot ルモワ<sup>ノ</sup> Annales: é. s. c., 1954,

pp. 530~32 フローネル<sup>ノ</sup>。

(32) Frondeville: B. pp. 89~91.

(33) Ibid., p. 568.

(34) Frondeville: A. pp. 300~302.

(35) Ibid., pp. 351~52.

(36) Frondeville: B. p. 553.

(37) Frondeville: C. pp. 267~68; Mousnier: op. cit.,

p. 61.

(38) Frondeville: C. pp. 338~52; Mousnier: op. cit.,

pp. 524~25.

- (39) Mousnier: op. cit., p. 526.
- (40) Roupnel: op. cit., p. 170.
- (41) Ibid., p. 170.
- (42) Frondeville: B. pp. 605~608, pp. 611~12.
- (43) Frondeville: A. pp. 2~8.
- (44) Frondeville: B. pp. 466~68.
- (45) Frondeville: A. pp. 65~68.
- (46) Mousnier: op. cit., p. 518.
- (47) Roupnel: op. cit., p. 188.
- (48) Mousnier: op. cit., p. 518; Roupnel: op. cit., p. 188.
- (49) Frondeville: A. pp. 131~32.
- (50) Ibid., pp. 219~21.

## II 法服貴族の成立

(A) 成立の諸条件 貴族身分を得るには、社会的威信を更に高めねばならぬ。その具体的反映である諸特権、一六世紀には、第一にタイユ税の免除、第二に軍役免除、第三に裁判上の特権、第四に第三身分の人々より経済的に安く学位を得る権利、最後に例えば紋章を持つたり、貴金属の飾りを付ける権利の如き、一連の名誉的な権利等を、享受するにいたたかひ、当然多くの官僚がそれを求めた。

以下に、貴族身分獲得の方法を列挙するにいはば、第一は、封地を得る方法であつた。中世において、封地は、ロワゾーが述た如

く、『(それ自体のもの) 本来の品格のため、貴人に与えられ、第三身分の人々の所有を許されな<sup>(52)</sup>』と原則としたが、中世末期に至ると、封建関係が弛緩し、封地売買の事象が一般化した結果、多くの第三身分の人々が封地を獲得した。すると、上述の原則が理論上まだ有効な社会だつたから、封地を獲得した人々は、証拠がない限り、逆に第三身分とは言えなくなるのだ。原則と事象のバラツクスを利用したこの方法に対し、王権は、早くも一七五〇年の勅令で、血筋的叙任を否定する規定を設けたが(王領地のみ適用)、一六世紀の法学者バケ(Bacquet)が『フランスでは、人が貴族たるを立証するには、複数の証人が当該者の祖父と父を知つてて、その彼らが貴族風に生活し、紋章を使ひ、戦争に出征し………を、田撃したこととを証言するだけで充分だつた』と述た如くであるから、首尾よく封地を獲得した官僚は、一四六〇年~一七一七年間に実施された貴族調査(recherche de la noblesse)で、確認状(arêt de maintenue)(ヘルマンティイを対象とした一四五〇年の Montiliz の勅令以来、貴族たるを主張する人々は、納付金と引換えに確認状を得ることになつた。尚、七〇年に確認状を得た人々の中には、例えばルアン高等法院の評定官 Arnaud Goupl, Thomas Postel 等の祖先もいる)を入手して、真正の貴族になり得た。

第二は、王権に対する貢献の代償として勅許状を得る方法で、例えばルアン高等法院の評定官 Jean du Bosc の四代前 Martin が一三九〇年、シャンソン世の身代金の人質となり、イギリスで死

じつたんむのたぬ、Laurent Tiremois<sup>(57)</sup>が一五八八年、彼の父の國○母題<sup>(58)</sup>に及ぶ avocat du roi 職忠勤<sup>(59)</sup>と、彼田跡の avocat du sénéchal 職忠勤<sup>(60)</sup>のため、夫々叙任された如く、少へいも一六世紀には一般的であった。しかし、例え叙任の際、納付金を免除されたとしても、タイユ税納税者を一名失ふこととなる訳で、田口の所屬教区に施しをするか、Guyon Payen<sup>(61)</sup>が一五二三一年、田口の所屬教区に行つた如く、定期金を認定しなければならなかつた<sup>(62)</sup>。

第一回は、特定官職に就任する、王権から個人的に叙任される

方法で、叙任効力から noblesse du premier degré (noblesse transsible) へ noblesse du second degré (noblesse gra-

duelle へ et noblesse à vie) に因る<sup>(63)</sup>。

細類<sup>(64)</sup>、主襲の效力を失ふ、一水曲賀<sup>(65)</sup>のトランシット<sup>(66)</sup>トモダ<sup>(67)</sup>、@ Grands Offices de la Couronne に数えられる大臣 (chancelier de France) 職<sup>(68)</sup>、secrétaire d'Etats 職<sup>(69)</sup>、notaires de roi, secrétaire du roi, maison et couronne de France 職<sup>(70)</sup>、maîtres des requêtes de l'hôtel du roi, chefs d'office de la maison du roi, 最高諸法院の庭長<sup>(71)</sup>、副庭長<sup>(72)</sup> (président à mortier) (Conseil privé に加わつて二人の) 職等<sup>(73)</sup>、② gouverneurs, commandants, lieutenants du roi 職等<sup>(74)</sup>。の後、官職数の増大と共に、被叙任官職数も増大したが、官職種の増大をみなかつた。一方、これよりは別に、例えばシャルル五世が一三七一年に《新該住民……》<sup>(75)</sup>がイギリス人に抵

近世フランスの法服貴族の形成と諸様相について

抗して、余に『じつたんと鑑み』として、モワチエの市長 (maire) 職と市参事職<sup>(76)</sup>を被叙任官職とした如く、王権は、主として対イギリス戦をめぐる政治的配慮から、パリ、アングレーム、クロシニョル等西部地方の諸都市官職をも被叙任官職にした。しかし、その後王権は、例えば一五五九年、市制を施行したナント市の市長職と市参事職<sup>(77)</sup>を被叙任官職にしたが、八一年、これを市参事職六に削減したり、一六二八年、反乱の結果降伏したラロシェルの都市官職からこれを剝奪した如く、都市官職に限り、徐々に被叙任官職を廃止する傾向にあつた。

後者は、世襲の効力がなく被叙任者一代限りで、フランソワ一世<sup>(78)</sup>トモダ<sup>(79)</sup>、@ パリ高等法院の評定官職、主席弁護人職、主席検事職、その他の諸官職、グランジヴォダムの vicebailly を含めたグルノーブル、ニカルーブ、ボルヌー、デマジン、ルアン、エクスの諸高等法院官職、@ パリ会計検査院の maitres ordinaires や他の官職、③ パリ租税法院の評定官、 généraux, avocats, 主席検事、greffier の諸官職、④ trésoriers généraux de France (trésoriers de France の前取) (トロトのやねや除く) 職等<sup>(80)</sup>。その後、官職数の増大と共に、被叙任官職は、例えば一六四九年、ディイジ<sup>(81)</sup>の高等法院の残余の官職全てに、翌五〇年、臣地の会計検査院の古參 maitre 職<sup>(82)</sup>の如く、やはり最高諸法院と同種の官職に及んだ。

ところが、後者が前者に、即ち、一代限りの主襲に被叙任変えをするための規定は、一應存在し、一六世紀には一〇年以上

勤続すること<sup>(69)</sup>、一七世紀には親子とも後者の官職に夫々二〇年以上在職するか、在職中に死亡することを要件とした。しかし、この要件を満たして前者に変つた事例は、*trésorier de France* の場合、一八世紀中葉頃からであつたし、最高諸法院の評定官の場合、上述の如く王権が前者を拡大したので、多くなかつたと推定される。

(B)形成過程 官僚から法服貴族に転化・上昇する過程における経済力の増加の事例は、例えば一五八七年までルアン高等法院の評定官として在職した Nicolas Caillot の財産にみることができ<sup>(70)</sup>。彼の財産は、一五八九年頃、一万五七四〇 l. (家作四家約五五〇〇 l.、定期金三三四〇 l.、官職約七〇〇〇 l.) で、収入が家作一五〇 l. (一〇〇%)、定期金三三三〇 l. (一一・五%)、官職七〇〇 l. (五六%) であった。彼は、七一年に就任して以来、八七年に辞職し、翌年没するまでに、この財産の内、家作三家と定期金全てを獲得したのであつた。従つて、就任当初、彼は、七〇〇 l. の官職収入でほとんど全ての生活を賄い、残余を蓄積して、経済力を増加したのである。

ところで、前節でみた如く、余剰分を不動産化すると、財産は、急激に増加する。その事例を例えばルアン高等法院の評定官、Robert de Croismare の息子、Adrien にみるところがわかる。彼の財産は、ルアン租税法院の院長として一五八九年、没した時、一三三五 (六〇〇 ha. 以上) エーカーの土地と定期金四五八〇 l. であった。この右、三四〇エーカーと定期金一八一七 l.

が父の遺産であつたから、残余の八〇五エーカー (一七世紀のブルゴーニュでは一エーカーの地価が普通三〇〇 l.、仮にその地価で計算すると、八〇五エーカードは一四万一五〇〇 l. になる) と定期金一七五三 l.、要するに倍以上を在職中に獲得したことになる。

ところで、こうした財産の急激な増加の背後には、彼らの冷徹な運営方策があつた。例えばブルゴーニュの土地經營をみると、剣貴族が自己の領地に世襲的な農民を置き、管理人を介して經營するので諸経費がかわみ、在地最大の剣貴族、Tavannes 伯の Beaumont の領地でさえ、三〇年戦争前には小麦とオート麦合せトリ〇〇 hectitre の純益を上げていたが、一六四七年には約一〇 hectitre しか上げず、六〇年には収入四八三 l. に対し、支出九五二 l. で、約五〇〇 l. の赤字であつた如くのため、必然的に領主的諸権利 (例えば裁判やサンス) による収入を当にせざるを得ないのに比し、彼らは、土地の位置と規模、地味、耕作者の提示する諸条件等を考慮して、その都度、不利にならない方法 (金納・物納・併用の三種) で、六九年間毎に農民と小作契約を結び、主として小作經營による収入を当にしていた如く。又、更に、彼らは、例えばティジ<sup>71</sup>高等法院の評定官 Bouvier が Fleury, Pasques, Lantenay の共同地を強制分割させ、最少限一〇〇 journaux の森林地を占有したり、一六三四年に Lantenay の領地と、次いで Valcourbe の領地に<sup>72</sup>強制使用権を脅迫して確立した如く、小作料以外に、不法なものも、消滅した

ものをあざわら、全ゆる領主的諸権利の活用による増収をも目論んだのであつた。

以上の結果、彼らは、貴族に上昇した時点では、例えばルアン高等法院部長 Jacques d'Amfreville の財産が一六二九年頃、土地約一六万四〇〇〇 l.、定期金一万七六六七 l.、官職約一六万

l. offices domaniaux 約六万六四〇 l.、合計約五一万 l.<sup>(76)</sup>

同院長 Claude Groulart の財産が一六〇一年、土地二八万八二〇〇 l.、定期金四万一〇〇〇なまし七万三五〇〇 l.、offices domaniaux 等一万六〇〇〇 l.（院長職は、原則として非売官だから財産に加えなる。しかし、例えば一六一一年、パリ高等法院長職は、一一万 l. や売却された<sup>(77)</sup>）、合計三四万六〇〇〇 l. ない長職は、一一万 l. や売却された<sup>(78)</sup>、莫大な財産を蓄積していた。

○叙任の実態 宦僚が叙任された事例は、パリ高等法院評定官

Charles Lamoignon が一五五七年、その官職により（彼の子孫は、ペリ高等法院を中心に多数の同法官職に就き、フランス最大の法服貴族を形成）、アルジャンタン徵税区の contrôleur des aides et des tailles, Jean Estienne が一一年の忠勤により（彼の子孫は、三代にわたつてルアン高等法院評定官<sup>(80)</sup>）、Hugues du Lieutenant commis du bailli, Jean Postel が一四五〇年、封地を所有したことより（彼の子は、ルアン高等法院評定官<sup>(81)</sup>）の如く、枚挙にことまがなる。しかし、事例を列挙するだけでは漠然として云ふので、ひどいノルマンディーを事例に叙任の特質をみるが、J.-R. ブロックの指摘《他のどの地方でも roturiers

がこじ（ノルマンディー……筆者）程封地を獲得しなかつたし、官僚がここ程多くなかつたし、貴族勅許状がここ程要求もされなかつた<sup>(82)</sup>》からみて、ノルマンディーがフランスではかなり特殊な存在で、これを基準に他地方を急速に推し計ることは慎まねばならない。

先ず、マニエによつて全体の叙任数をみると<sup>(83)</sup>、一五八九～一六四三年間に五四四件で、官僚の叙任は、一一七件（残余の四二七件は、貴族風の生活をした元商人や土地所有者等の叙任）であった。これを王権展開の諸段階毎に区切つてみると、第一区間（一五九三～九八年間、アンリ四世の内政再建期）は、六三件、第二区間（一五九九～一六〇九年間、アンリ四世の政策展開期）は、五件、第三区間（一六一〇～四三年間、ルイ十三世の治政期）は、三七件である。

ところで、この被叙任官僚を職位職種別にみると、例えば第一区間の六三件中では最高諸法院の官僚一三件、vicomte & bailliage の lieutenant の如き中下層の同法官僚一三件、徵税区の官僚の如き下層の財務官僚二三件等が中心である。

次に、上述とは観点が異なるが、一四九九～一六四〇年間ににおけるルアン高等法院の院長・部長・評定官の就任前の叙任数と形式を検討してみると、院長（既述の如く、原則として非売官で、売官制に組入れた部長以下の官僚とは性格を異にするが）八人中では、五人が就任前に貴族で、この内一人は、例えば François de Marsillac がジョンア駐在大使を歴任後、院長に就任したが、その

間幾つかの領地を、特にペリゴールに baronne du châtelainie を所有した事実から推定し得る如く、封地が王権に対する貢献によって叙任されたと考へられ、三人は、例えば Antoine de

Saint-Antot がデイジン高等法院の評定官、ルアン回法院の部長を歴任した事実から推定し得る如く、官職によつて叙任された

と考えられる。次に、部長三七人を調べると、一八人が就仕前に貴族で、この内剣貴族一人を除くと、六人は、例えば Tanneguy de Launoy の五代前の祖先が妻の嫁資として封地を獲得した

後、ノルマンディイがイギリスから解放された直後の一四五〇年、この封地の承認を要求して、一四六七年、1100 l. の総付金で

叙任された如く、封地による叙任であり、一人は、叙任形式不明である。次に、評定官一五一人を調べると、半数以上の八四人が就仕前に貴族で、この内剣貴族二三人を除くと、二人は、

封地によく、一三人は、王権に対する貢献による、更に三人は、

この二ずれかによる叙任であった。一方残余の一四人は、例えば Mathieu Pascal (十七世紀の思想家、ペスカルの父方の遠縁)

の祖父が一四八〇年ルイ一世から叙任されたが、その形式が不明確な如く、概ね不明である。

以上の結果明かになつた諸特質を総括すると、第一に官僚の叙任数は、全体の叙任数に比較して、決して多くならじむ、第一に被叙

官僚の叙任は、王権の展開と密接な連関のあること、第三に被叙任官僚は、上層官僚より中下層官僚に多いこと、第四に高等法院官僚の約半数がそれ以上が当該官職に就く前に叙任されたことなど

と、第五に高等法院官僚の叙任形式の明かな人々の圧倒的多数が封地による叙任であつたことを示す。

## 註

(51) Zeller: op. cit., pp. 12~14.

(52) J.-R. Bloch: L'anoblissement en France au temps de François I<sup>e</sup>. 1934, p. 37. c. f. Loysseau; Traité des orders, V. 66.

(53) J.-R. Bloch: op. cit., pp. 38~39; Olivier-Martin: op. cit., p. 637.

(54) Zeller: op. cit., pp. 16~17. c. f. J. Bacquet: Quatrième Traité des droits du domaine de la Couronne.

(55) Frondeville: B. p. 80 と p. 96.

(56) Olivier-Martin: op. cit., p. 637.

(57) Frondeville: B. pp. 8~10 と p. 26.

(58) Frondeville: A. p. 103.

(59) Ibid., p. 286.

(60) Olivier-Martin: op. cit., p. 638.

(61) J.-R. Bloch: op. cit., pp. 75~76.

(62) Ibid., p. 108.

(63) Ibid., pp. 109~119.

(64) E. D. de Saint-Sauveur: Histoire de Bretagne, des origines à nos jours. 1935, pp. 27~28.

(65) J.-R. Bloch: op. cit., p. 108.

- (68) Ibid., p. 76.
- (69) Roupnel: op. cit., p. 186; F. L. Ford: Robe and Sword. 1962, pp. 63~64.
- (70) Marion: op. cit., pp. 393~94.
- (71) J.-R. Bloch: op. cit., pp. 75.
- (72) Mousnier: op. cit., p. 504; Charmeil: op. cit., p. 72~73.

- (73) Mousnier: op. cit., p. 442; Frondeville: B. p. 509.
- (74) Roupnel: op. cit., pp. 308~309 と pp. 315~18.
- (75) Ibid., p. 269.
- (76) Mousnier: op. cit., p. 441; Pernoud: op. cit., p. 110 並びに註脚。Les offices de la famille normande d'Amfreville 1584~1656. (Ruvue historique), 1938, pp. 18~19 並びに註脚。I. 並びに註脚。この原因は、部員職階を一方が明示せねば職階を認められぬから、他方が回転の平均値を求むたるためである。
- (77) Normand: op. cit., p. 38; Mousnier: La vénalité des offices, p. 317.
- (78) Ibid., pp. 440~41.
- (79) F. Bluche: L'origine des magistrats du parlement de Paris au XVIII<sup>e</sup> siècle. 1956, pp. 284~35.
- (80) Frondeville: A. pp. 307~309.
- (81) Frondeville: B. p. 96.

### III 法服貴族の諸様相

ヨーロッパの奴婢制度を経て、彼らは、法的的な貴族として、例へば伯爵などの叙位ながら、最高法院の院長や船長など、《chevalier》の称号を冠して、正直に認めた記録には、《chevalier》の称号を冠して、正直に認めた記録には、たゞか trésoriers de France もれを使用して、上級の駕駕や船長を冠して《chevalier》、貴族ではなく司法官僚に対する使い《noble homme》、臣民層に対する使い《honorable homme》を無差別に使つた如く、確立して、従つて、例へばの尊称で呼ぶが、彼らは、血縁で一世代を経て後、その息子だけが真正の貴族のみなれだ。しかし、剣貴族は、血筋を盾に彼らの貴族身分を《……冗談じやなう……》として拒絶する。十六世紀には、領貴族は、その身分を象徴する封地の所有、携劍、紋章等で、相當程度多くなかつた法服貴族と外見からも区別せられたが、十六世紀末から十七世紀に至る、當時の経済的傾向やハクソンチャーチ Montchrétien が《リバーサル》（人を……筆

者) 外見から区別することは、不可能である。巷の商人がおぬで貴人の如き服装をしてゐる<sup>(33)</sup>と嘆いた如く、商人や平官僚でもえ、互に《sieur》<sup>(34)</sup>も呼ぶ如く、《écuyer》の称号を使ひ、携劍する有様だつたから、まして外見の生活態度から法服貴族と区別もれ得なくなつた。従つて、剣貴族は、必然的に例えば一五九六年の名士会 (Assemblée des Notables) で社会一般の貴族資格の横領を非難し、王権をして九八年と一六〇〇年の勅令で四万人以上を課税対象身分 (第三身分) に引き戻させた如き、積極的な反発の動きを示し始め、遂に一六一四年、全国三部会の陳情書において、反発の対象を明確に法服貴族に絞つて非難し、剣貴族のために、官職、王家の要職、騎士団の地位、高等法院の名譽職等及び貴族身分の横領防止とを要求して、いた。

一方、それに対しても、彼らが反発を示さなかつた訳ではない。例えば上述の三部会で、彼らは、剣貴族の年金廃止提案を行つたし、一六一七年の名士会では、開会に先だつて行進の際、社会的権威を誇示する所となるので、第一身分の聖職者に次いで、彼らが剣貴族より先に行進すると強硬に主張したのであつた。

以上の事例の如く、彼らと剣貴族は、集団的に対峙した場合、時には感情的とも思える程対立して、いたが、個人の職業と婚姻の問題を検討してみると、両者を対立・疎遠の関係と一方的に断定はできない。例えば一六一〇年、ルトン高等法院部長に就任した Jacques Poerier の長男、Adrien は、baron d'Amfreville と剣貴族になり、次男 Jacques (父の臣下) は、父の

官職を継ぎ、三郎 Nicolas は、baron de Lisle で一六一四年頃からほぼ全面的に世襲制の確立した剣貴族の牙城、軍職に、長男の子 Nicolas (叔父と同名) も軍職に、三郎の子 Jacques (伯父と同名) は、同法院の評定官から軍職に移り、軍職に就か劍貴族だつた兄の Adrien (伯父と同名) が転向して部長職に就いた如く、両者相互間の移動が少くないからである。又、一五九四～一六〇〇年間に新就任したルアン高等法院の評定官中、子孫の経歴の明かな三三一家を調べると、例えば同評定官を振り出した、メス、ナンシーの諸法院評定官を歴任し、三一年に maîtres des requêtes de l'Hôtel du roi と稱された Michel Marescot の三人の娘の内、娘の Gilles-Michel (次三男は聖職者) が maréchal-des-logis général de cavalerie に就いた如く、子が親の血筋を継がず、軍職に就いたのは、五家七人を数えるのである。

次に、婚姻に関する上述の法院船員 Jacques Poerier 一族を例にする所、Jacques は、領主の chevalier だつた人の末亡人 Marguerite Grisel と再婚したし、次男 Jacques は、一六一〇年、capitaine de régiment des gardes du Roi で chevalier だつた人の末亡人 Geneviève du Valpontel と、長男 Adrien の娘 Marie は、三歳、capitaine d'une compagnie de cent hommes d'armes と相続、艦艇を所有するハーリッシュの有力剣貴族 Odet de Harcourt と夫々結婚した<sup>(35)</sup>。

以上の事例は、上述の剣貴族と法服貴族の对立を否定する程強  
い意味を持たないが、それでもある程度、両者間に交流が存在す  
る証左である。

(B) カーペトの問題

上述の如き様相を示す彼にば、少くとも  
一六世紀末ないし一七世紀初頭以来、カースト化をみるにじがで  
(102) ある。この事実は、マーリエが指摘する如く、中ト層官僚から上  
層官僚への上昇に要する時間、例へば一七世紀前半期のヘルマン  
ティエでは、從来1～11世代で充分であつたのに今や1～11世代以  
上を必要とする如く、より明かだが、具体的な事例をルアン高  
等法院官僚に求めむる、例へば王権の任命はもつたとは云ふ。一  
六〇バヘ六二年間 Faucon 氏は、Alexandre, Charles, Jean-  
Louis と三代とわたりて、眞男かの聰明く法廷長職を世襲したの  
(104) であつた。一方、一五八四～一六四〇年間は同法院に実際に就任  
した評定官十五九人中、半数以上八一人の家系では、おもに以前  
に、その一族から院長・部長・評定官をだしたものがあり、中で  
も Le Roux 氏は、同法院創立の一四九九年以來、一六一一年に  
就任した Robert が、連続五人を輩出した如く、残余の  
七十七人中、就任に際しては、官職を Galien de Béthencourt が  
長男にの如く、子供に譲渡したり (11人)、Piere de Moucel  
(107) が弟にの如く、兄弟に譲渡したり (11人)、Jean de la Rivière  
が娘婿 Jacques Bourget との如く、親族に譲渡して終り (11  
人)、相当地程カーペトを確立してしまつてゐる。

近世フランスの法服貴族の形成と諸様相について

四

(88) Normand: op. cit., pp. 52～53; Mousnier: Problème de stratification sociale (*Deux cahiers de la noblesse* 誌), 1965, pp. 27～28.

(89) Charmeil: op. cit., pp. 69～71.

(90) Mousnier: La vénalité des offices, p. 511; Problème de, pp. 27～28.

(91) Ibid., p. 511; Ibid., p. 28.

(92) Ibid., p. 505; Ibid., p. 33. c. f. Loyseau: Discours sur les offices, 1618, p. 10.

(93) Ibid., p. 502; Ibid., p. 33. c. f. Montchrétien: Traité de l'économie politique. 1615.

(94) Ibid., p. 502.

(95) Pernoud: op. cit., p. 88; Normand: op. cit., pp. 47～48.

(96) P. Deyon: A propos des rapports entre la noblesse française et la monachie absolue pendant la première moitié du XVII<sup>e</sup> siècle (*Rivue historique*). 1964. p. 351.

(97) Pernoud: op. cit., p. 90; Tapié: op. cit., p. 95; Normand: op. cit., p. 242.

(98) Mousnier: Les offices de la famille, pp. 11～12 と pp. 22～23; Frondeville: C. pp. 309～10 と p. 313.

(99) Frondeville: A. p. 276.

(100) Mousnier: op. cit., pp. 24～25; Frondeville: C. p.

310.

- (101) 「カースト」は誤つては、Mousnier: *Problèmes de, pp. 9~14* を参照。

- (102) Tapié: op. cit., p. 74.  
 (103) Mousnier: *La vénalité des offices*, p. 360 ～ p. 532.  
 (104) Frondeville: C. pp. 74~77.  
 (105) Ibid., pp. 292~98.  
 (106) Frondeville: A. p. 2.  
 (107) Ibid., p. 46.  
 (108) Ibid., p. 76.

## 概要

以上、法服貴族の形成過程と諸様相を素描したが、以下彼らの諸様相にみる特質を総括するなら、第一に彼らの就く最高諸法院の上層官職がすでにカースト化していたこと、第二に彼らと剣貴族が婚姻や例えば官職と軍職間の自由な転職の如く、職業を通じて交流し始めていたこと、第三に両者が例えば政治的・位階的重要性を問われる場合、互に上席権を主張した如く、権威的には対立したこと、第四に彼らが社会的には二代目かそれ以上経て初めて周囲から貴族としての扱いを受けたこと、等である。

しかし、これらの特質は、一七世紀後半以後革命に至るまでの彼らの展開過程と、如何なる関連性をもつであろうか。筆者は、稿を改めて、彼らの構造的展開過程の素描を試みる所存なの

で、今ほどはペジエ (Pages)、カリヤック (Sagnac) 以来通説化した、歴史事象的展開過程に側面のみ概観するにすむ。

さて、一七世紀を前後に画するフロンヌの乱以後、彼らの法服貴族は、王権による最高諸法院の諸権限、特に建白権を制限されたが、一六六一年、ルイ十四世の親政が始まるや、更にその制限を強化され、遂に七三年、全面的に禁止されて、ここに彼らの公式の国政に対する発言権を完全に失うに至つた。この間、上述の第一、第二の特質たるカースト化と剣貴族との交流は、例えばルモア (Le Moy) による、レンヌ高等法院が一七〇八年、貴族以外の人々の就任を拒否する方針をとつたり、カリヤックによる (110)、コルメールが三人の娘を夫々 ducs et pairs の duc de Chevresse, de Beauvillier, de Mortemart に嫁がせた如く、彼らの間で益々拡大・深化して云々た。一七一五年、ルイ十四世の没後、最高諸法院がルイの遺言書をめぐつて摄政政府と取引をして、諸権限、特に建白権を取り戻した結果、彼らは、再び国政に対する発言権を得て、以後財務・行政・経済・宗教の諸問題について、自己の階層だけでなく、問題によつては利害関係のある国民各層の世論を代弁したのであつた。この間、上述の第一、第二の特質は、例えばエグレ (Egret) による、上述のレンヌ高等法院に続いてトゥルーズ・グルノーブル・ナンシー等の高等法院 (113) でも同様の方針をとつたり、ブリュッショ (Bluche) による、パリ高等法院の評定官が軍職に、軍人が評定官に夫々自由に移

動していた如く、益々拡大・深化していた。その結果、第三の特質たる彼らと剣貴族の権威的対立は、例えばパリ高等法院官僚を通してみる限りでは存在しなかつた如く、自然に消滅し、カレ(Carre) やハーネー(Ford)によると、<sup>(114)</sup> 両者の融合が一八世紀末までに成立したのであった。しかし、その反面、第四の特質たる社会的身分觀は、例えばマイエ(Meyer)によると、<sup>(115)</sup> 剣貴族から被叙任者の三代目しか貴族扱い——地方三部会の貴族代表の資格が一つの基準になる——されないが如く、叙任間もない法服貴族には以前と変わぬ厳しいものであった。

以上の行論から明かなる如く、上述の諸特質は、第一、第二と第三、第四の諸点の間に、自己完結的な因果関係をもつていた。しかもこの因果関係は、静態的な面においてではなく、上述の歴史事象的展開に密着してであった。

×                    ×                    ×

むんじや、拙稿は、彼らの形成過程を中心にして素描したにすれ

ば、その後の彼らの展開にまで踏み込んでいないので、総括的評価を試みる時、常に問題となる彼らの歴史的性格の問題と直接の関連性をもたないが、拙稿を結ぶに当つて簡単に論及しておきた

。

周知の如く、フランス史学では伝統的に、彼らが例え身分的には貴族に上昇し、領主的諸権利すら獲得して、土地支配層の一部を占めるに至つても、全体としては市民層の本質、例えば現実的<sup>(117)</sup>・即物的・實利的精神とそれに基づく行動一般を失つてゐないと

近世フランスの法服貴族の形成と諸様相につれて

して、彼らを市民層の延長線上で把握する。これは、精神的・心理的側面の強調による把握であるが、当時の社会的生産關係と無関係に把握する方法なので、歴史と表面的には密接な関連性をもつが、しばしば皮相的で実体を見失う危険を内包している。

一方、それに対しても、彼らの経済的基礎と当時の社会的生産關係との密接な関連性において把握する方法がある。これは、生産様式の側面に性格規定の本質を求める方法で、上述の方程式歴史と表面的に密着しないが、より客観的・構造的である。

いかれにしても、これらの把握の方法による性格規定は、その後の彼らの展開に踏み込む時、重要な課題の一つとなる。

#### 註

(9) Pagès: *La monarchie d'ancien régime*. 1928; Ph. Sagnac: *La formation de la société française moderne*.

vol. II. 1945, 46; 等参照。

(10) Le Moy: op. cit., p. 16.

(11) Sagnac: op. cit., p. 103 ～ p. 107.

(12) J. Egret: *L'Aristocratie parlementaire française à la fin de l'ancien régime* (*Rivue historique*). 1952, p. 7.

(13) F. Bluche: *Les magistrats du parlement de Paris au XVIIIe siècle*. 1960, pp. 305～307.

(14) Bluche: op. cit., pp. 371～73.

(15) H. Carré: *La noblesse de France et l'opinion*

publique au XVIII<sup>e</sup> siècle, 1920, pp. 34～50 と pp. 99～101; Ford: op. cit., p. 246.

(116) Meyer: op. cit., p. 436 並びに Egret: La noblesse bretonne au XVIII<sup>e</sup> siècle (Revue d'histoire économique et sociale), 1966, p. 552 の参照。

(117) ペルヌ, Pernoud, Normand による記録と標示の立場から、Méthivier: op. cit., p. 102, 並びに 111 頁を参照。